## 尾張旭市監査公表第28号

平成28年11月1日付け尾張旭市監査公表第24号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

## こども子育て部こども課(定例監査時:健康福祉部こども課)

監査の指摘事項	措置状況
本地ヶ原児童館空調設備取替工事に係	尾張旭市会計規則に基づき、適切に事
る契約について、支出負担行為が行われ	務処理を行うよう徹底します。
ていない。当該契約は、尾張旭市会計規	
則第35条により支出負担行為の決議が	
必要である。	